

平成24年度 せたな町重度身体障害者タクシー料金助成について

せたな町では重度身体障害者に対してタクシーを利用する際の料金の一部を助成しております。

対象者及び助成額は下記のとおりとなっておりますので、助成を希望する方は別紙申請書等に記載し、障害者手帳を持参の上、各区役場・支所の福祉係へ提出下さい。手帳の提示がない場合は、タクシー利用助成はできません。また、本人及び本人と同乗する方に限りますので、ご了承願います。

対象になる要件

障がい	要件
身体	① 1級または2級の下肢障害者及び体幹障害者 ② 1級の視覚障害者及び内部障害者 ③ 下肢障害者又は体幹障害が3級または4級で、かつ他の障害名が加わり総合して1級又は2級の重度障害者

助成額

年額11,280円（基本料金470円×24回）助成。
ただし、申請月により月割交付します。

■ 対象にならない要件 ■

- 平成21年度課税以後の町税等を滞納されている方
- 自動車税の免除を受けている（通年交付の場合）

※『自動車税の免除を受けている場合』通年交付の対象となりませんが、冬期間（1～3月）に通院等で利用する場合に限り6枚を限度として交付します。（平成24年12月21日までに申請いただければ年内に6枚交付できます。）

申請される方は、身体障害者手帳を持参のうえ、下記記載の各区役場・支所の福祉係まで申請願います。申請書はせたな町公式ホームページからもダウンロード可能です。なおご不明の点がありましたら、下記連絡先までお願いします。

提出する書類：重度身体障害者タクシー料金助成申請書、町税等納付状況確認同意書
身体障害者手帳

※このサービスは「せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例」の対象サービスとなっております。

○詳しい内容は下記担当へお問い合わせ下さい。【担当：福祉係】

申請窓口	・役場保健福祉課福祉係（健康センター内）	Tel (0137) 84-5111
	・瀬棚総合支所 地域町民課福祉係	Tel (0137) 87-3311
	・大成総合支所 地域町民課福祉係	Tel (01398) 4-5511